特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務 礎項目評価書	基

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務における 特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため に適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組ん でいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和7年7月14日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に係る資格管理及び給付に関する事務			
②事務の概要	・国民健康保険法の規定に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、必要な医療保険給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①資格管理(取得・変更・喪失) ②資格台帳管理(取得・変更・喪失) ③証等発行・交付(資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証等) ④住所地特例・修学特例 ⑤保険給付等(療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費等) ⑥レセプト点検・過誤・再審査 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により規定されたオンライン資格確認等に係る事務について、国民健康保険法に基づき「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」または「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託を行い、委託先は以下の業務において取り扱う。 ①国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会は、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会の国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②支払基金は、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。			
③システムの名称	国民健康保険システム、個人住民税システム、宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
国民健康保険被保険者ファイル	l L			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表24及び44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48、69及び70の項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 <公金受取口座の給付業務> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条13項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	国保年金課国保係			

②所属長の役職名	国保年金詸長	
6. 他の評価実施機関		
_		
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係	
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 国保年金課国保係	
9. 規則第9条第2項の適用	用 [] 通	適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年6月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	l	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年6月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし	l	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	バー登録や副本登録の際に	こは、本人からの とを遵守してい	、一登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナン カマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には原いる。また、いずれの局面でも複数人で確認を徹底しており、人であると考えられる。		

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	安中市情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の漏えい・滅失・毀損リスクに対して物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。これらの対策を講じているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更簡		WWW COM	*WASER	Art all risk file	And also make the same for the delication
支更日	項目 新様式への変更	変更前の配像	変更後の記憶	提出時期事後	提出時期に係る説明
作和1年6月1日 合和1年6月1日	新株式への変更 II しきい値判断項目	14.14	401141-4		
令和1年6月1日 令和1年6月1日	1.対象人数の時点 II しきい値判断項目	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
	2.取扱者数の時点 II しきい信判断項目	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	2.取扱者数の時点 II しきい値判断項目	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年1月1日	1 対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年1月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点 I 関連情報	令和2年6月1日時点	令和3年1月1日時点 ・ 販療保護制度の進正かつ効果的な事業を	事後	
令和3年1月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取 II しきい値判断項目	-	 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な連當を 図るための健康保険法等の一部を改正する法 	事前	
令和3年6月1日	1.対象人数の時点	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点 T 関連情報	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日		・ 番号法第19条第7号及び別表第二 (別事第二における情報服金の細題)	·番号法第19条第8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日付で施行さ る番号法の改正に向けた3
令和4年6月1日	4情報提供ネットワークシス 1 関連情報 1等定個人情報ファイルを取	□ 対象第二における情報服会の根拠) ・「医療保険制度の適正かつ効率的な適富を図るための健康保険法等の一部を改正する法	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を	事後	0 m - 7 m 00 quarter-917722
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和4年1月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	1.対象人数の時点 II しきい値判断項目	令和4年1月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	2.取扱者数の時点 I 関連情報	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13	〒379-0192 群馬奈安中市安中一丁目23番	事後	
令和5年1月4日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 I 関連情報	電話番号027-382-111(代表) ・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項	13号 ・番号法第9条第1項及び別表第一の30及び	事前	
令和5年1月4日	3個人番号の利用 T 即連信報	・昔号法第19条第8号及び別表第二	101の項 ・番号法第19条第8号及び別表第二	事前	
中部5年8日1日	4情報提供ネットワークシス II しきい値判断項目	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日詩点	## ##	
1-18-1-37-16	1.対象人数の時点 II しきい値判断項目			+ 50	
令和5年6月1日	2.取扱者数の時点 II しきい値判断項目	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	1 しざい値判断項目 1.対象人数の時点 II しきい値判断項目	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点 ・国民健康保険法の規定に基づき、被保険者	令和6年6月1日時点 ・国民健康保険法の規定に基づき、被保険者	事後	
		「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一個のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一のでは、 「一では、 「一では、 「一では、 「一では 「一では 「一では 「一では	「本本のようなないかなど、あります。 の情報を持ています。 の情報を持ています。 は、日本のようなないます。 は、日本のようなは、日本のようなは、日本のます。 は、日本のようなは、日本のようなは、日本のます。 は、日本のようなは、日本のます。 は、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のようなは、日本のよりは、日本のようなは、日本のよりは、日本のようなは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、		
: 簡潔情報 1 簡潔情報 1 特定部人情報ファイルを取 2 準務の概要	1特定個人情報ファイルを取 り扱う業務	要受機証等) ②住所地特例,修学特例 ⑤保険給付等(療養費、高額療養費、出産育児 一時金、源祭費等) ⑥レセプト点検、過額・再審査 ・「医療保険制度の選正かの効率的な運営を 図のための必律保険計等の一部を改正する法 様!により規定されたオンライン資格確認等に	知らせ、本部史総合証・根度領遇用認定証・特 定疾病需要是極端更多。 4日活物特別・修平特別 5年間、日本の主義を表現 の上で力。自然を表現 の上で力。自然と同じ、日本の主義を表現 の上で力。自然と同じ、日本の主義を表現 のこれの自然を表現。 のこれの自然と等の一部と他立する法 他により規定されたオンライン、現時起等が に、各の事務につい、日の関連解除法に基づき 国民機構保護所係。 1、日本の主義を表現 に、日本の主義を表現 に、し、力または、下に関連者会会は、 に、し、力または、下に関連者会会は、 に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者会と に、し、力または、下に関連者会会は に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、し、力または、下に関連者を に、上、力または、下に関連者を に、し、力またな、一定、一定、一定、一定、一定、一定、一定、一定、一定、一定、一定、一定、一定、	事後	
	国民無難保保限体系会会以下「国际基合会」 という、別まだは「社会投資診断機器とは、 にした、別または「社会投資診断機器とは、 は、下支払金」という。)には実施を行い、要 形とはないる原料。 ①国展連合会から再要於を受けた国民健康保 接中央会は、当市から提供原本及び需要構成 機器的シスケムを指出して販売機能を制めた を手が、一般である。 であるは、当市から提供を表現を表現して がある。 であるは、当市から提供による収益を である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	という。」または「社会機能物機能変化基金 (化丁天社基金という。」に要形を行 既先出ないの業務において取り扱う。 江田保道合金から再変形を受けた国民機能保 展の個人機能を抽出し、国保基合金の国保領 権勢からアルと基础して影像機能を引きる を指して影像機能を指して影像機能を指して を行う。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 できたい。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 で子というない。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたい。 できたない。 できたない。 できたなななななななななななななななななななななななななななななななななななな			
令和7年6月1日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の30及び 101の項	・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項	事後	
令和7年6月1日	I 間連情報 4情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 (2)法令上の根拠	- 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報販金の提惠) (2、43、42以び450項 (13、44、42、15、17、28、27、30、33、33、43、42、46、51、7、28、27、30、33、38、42、46、58、62、80、87、93、100及び12100項	「特別議師を影響を及び及び主義者を販達 は著名令第2条の表における情報提供の概 は、改名が500%。 は、改名が500%。 は、改名が500%。 は、改名が500%。 は、改名が500%。 は、改名が500%。 は、改名が500%。 は、対しては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点 II しきい値判断項目	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	2.取扱有数の計点 Ⅳ リスク対策 8人手を介在させる作業		十分である。 「マイナントー 利用事務におけるマイナンバー 受損等所に係る機能的なガイライン」に扱い。 登録等所に係る機能的なガイライン」に扱い。 からのマイナス・一数名の態度や、住基ネット からのマイナス・一数名の態度や、住基ネット からのマイナス・一数名の態度や、住基ネット による時代を行う場に対象は機能による場合を行う ことを通りしている。また、いずれの局面では様 するリスクへの対策は十分であると考えられ ある。	事後	様式変更による追記
作和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 11最も優先度が高いと考え られる対策		3.	事後	様式変更による追記